

Web版／冊子版「ご契約のしおり・約款」のご案内

「ご契約のしおり・約款」は、Web版と冊子版があります。ご契約時に、いずれかをご選択ください。

※「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に伴う大切な事項を記載したものです。Web版をご選択された場合、下記のQRコードまたは検索コードが必要となります。（QRコードおよび検索コードは、ご契約後に送付する保険証券にも記載しています。）

Web版をご希望の場合	スマートフォン等から読み取ってご覧いただく場合	 QRコードを読み取って「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。 ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
	三井住友海上プライマリー生命のホームページから閲覧する方法	- 三井住友海上プライマリー生命ホームページ(https://www.ms-primary.com)にアクセスし、「商品情報」をクリック 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック - 検索コードを入力して「検索」をクリック

検索コード **0300022061**

冊子版をご希望の場合	ご契約前	募集代理店の担当者にお申し出ください。
	ご契約後	三井住友海上プライマリー生命のお客さまサービスセンターまでご連絡ください。  三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター フリーダイヤル 0120-81-8107 (ハイ、パートナー) 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

生命保険募集人について

この保険のお申込に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

ご検討、お申込に際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページで確認いただけます。



募集代理店からのお知らせ

- この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。
- 一時払個人年金保険のお申込の有無がお客さまとSMBC信託銀行プレステシアとの他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- SMBC信託銀行プレステシアでは借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする一時払個人年金保険のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

この保険の正式名称は、新通貨選択生存保障重視型個人年金保険(指数連動型)です。

募集代理店

PRESTIA

株式会社 SMBC 信託銀行

資料請求・お問合せ
0120-505-102
https://www.smbctb.co.jp

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル

資料請求・お問合せ フリーダイヤル **0120-125-104**
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

https://www.ms-primary.com



M2604507-C3 2026.04 SAP MSPL-2604-A-0012-00

選べるみらい年金

新通貨選択生存保障重視型個人年金保険(指数連動型)



契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の申込に際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」として記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット ▶ P.1

契約概要／注意喚起情報 ▶ P.21



ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

募集代理店

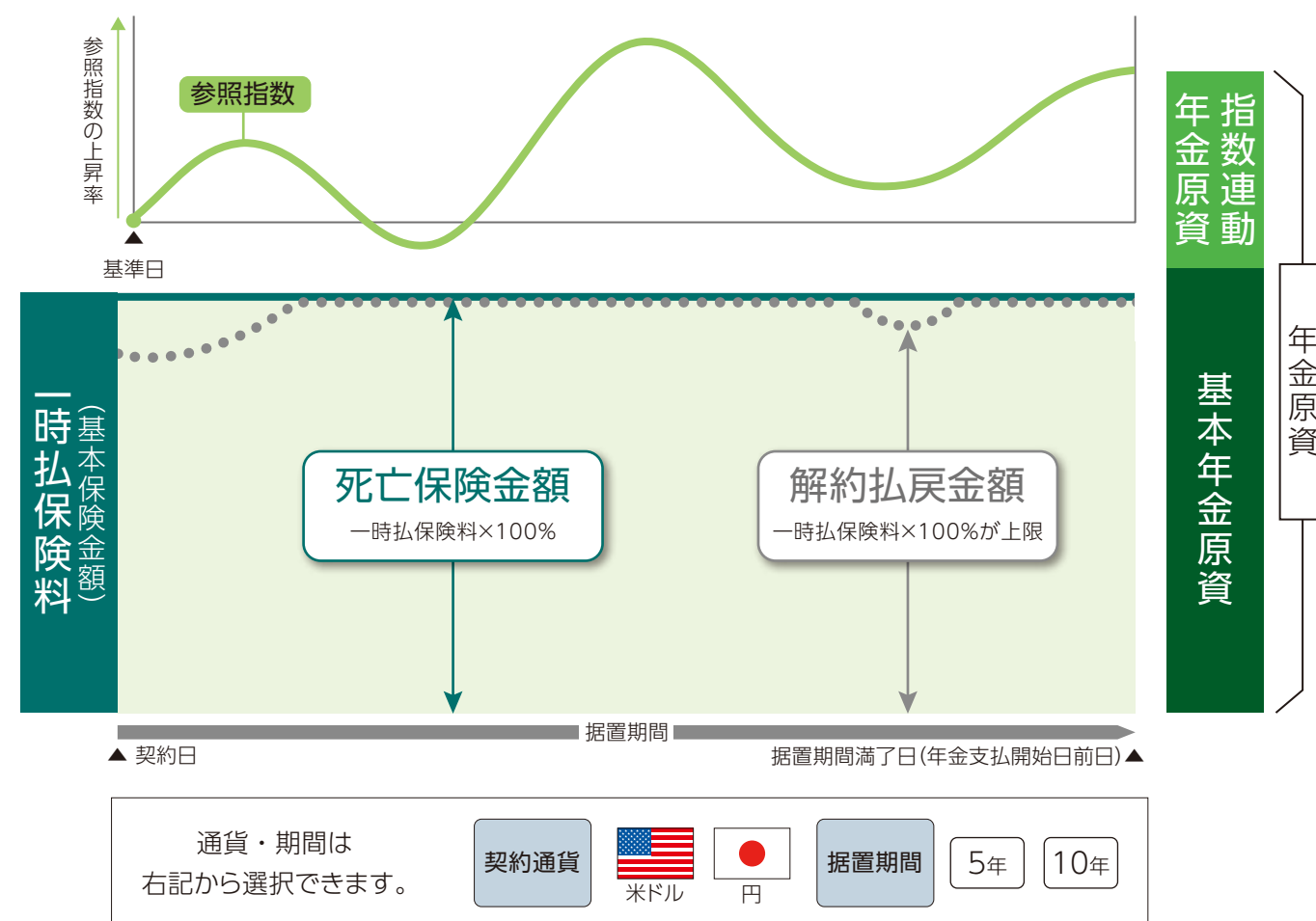
PRESTIA

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命
MS&AD INSURANCE GROUP

「選べるみらい年金」は、 年金原資をふやすたのしみを 2つのコースから えらべる年金保険です。

【2コース共通のイメージ図】



！ ご注意ください

- 指数連動年金原資は、年金支払開始日に確定するため、据置期間中に死亡された場合や解約された場合にはお受け取りいただくことができません。
- ご契約時にご選択いただいたコースは、変更することはできません。
- この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

※上図はイメージ図であり、年金原

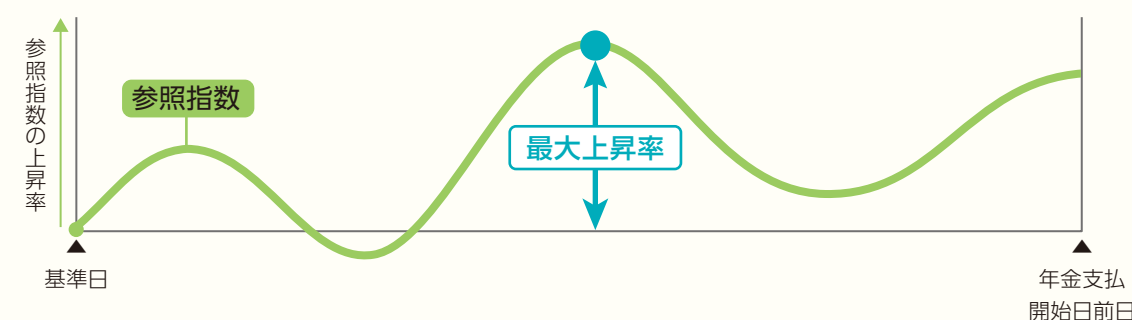
ルック バック コース

参照指数が一番上がった
タイミングをいかしたい

くわしくは
P.3～P.4

- ・指数連動年金原資には、基準日以後の参照指数の **最大上昇率** を反映します。
- ・最大上昇率は、基準日以後、**0.01%単位で 毎営業日判定** します。

【参照指数のイメージ図】



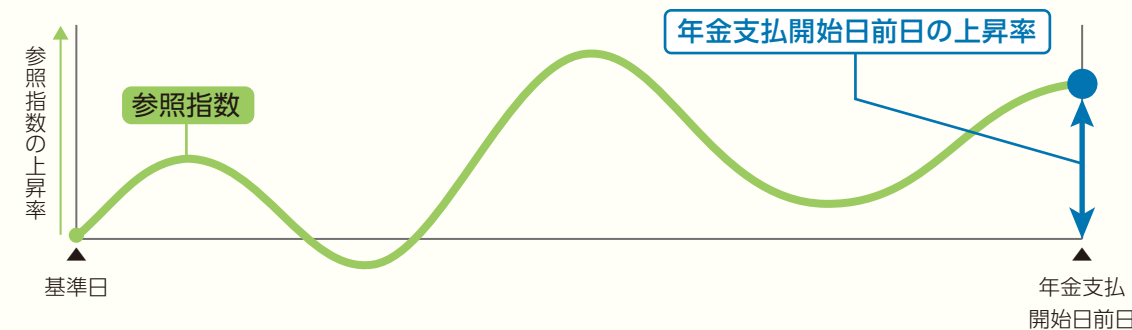
満期 判定 コース

契約時に決まる
受取金額を重視したい

くわしくは
P.5～P.6

- ・指数連動年金原資には、参照指数の **年金支払開始日前日の上昇率** を反映します。

【参照指数のイメージ図】



資等を保証するものではありません。

用語説明	参照指数：上昇率の計算に用いるために三井住友海上プライマリー生命が指定する指標
	上昇率：基準日以後、参照指数の値が基準日の値に対して上昇した割合
	基準日：「申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込を承諾した日」のいずれか遅い日の翌日

年金原資は、ご契約時に確定する **基本年金原資** と、参照指数の上昇率により上乗せする **指数連動年金原資** の合計となります。

Point

指数連動
年金原資

基準日以後、参照指数が最も上がったタイミングの
上昇率を反映します(ルックバック機能) ケース①

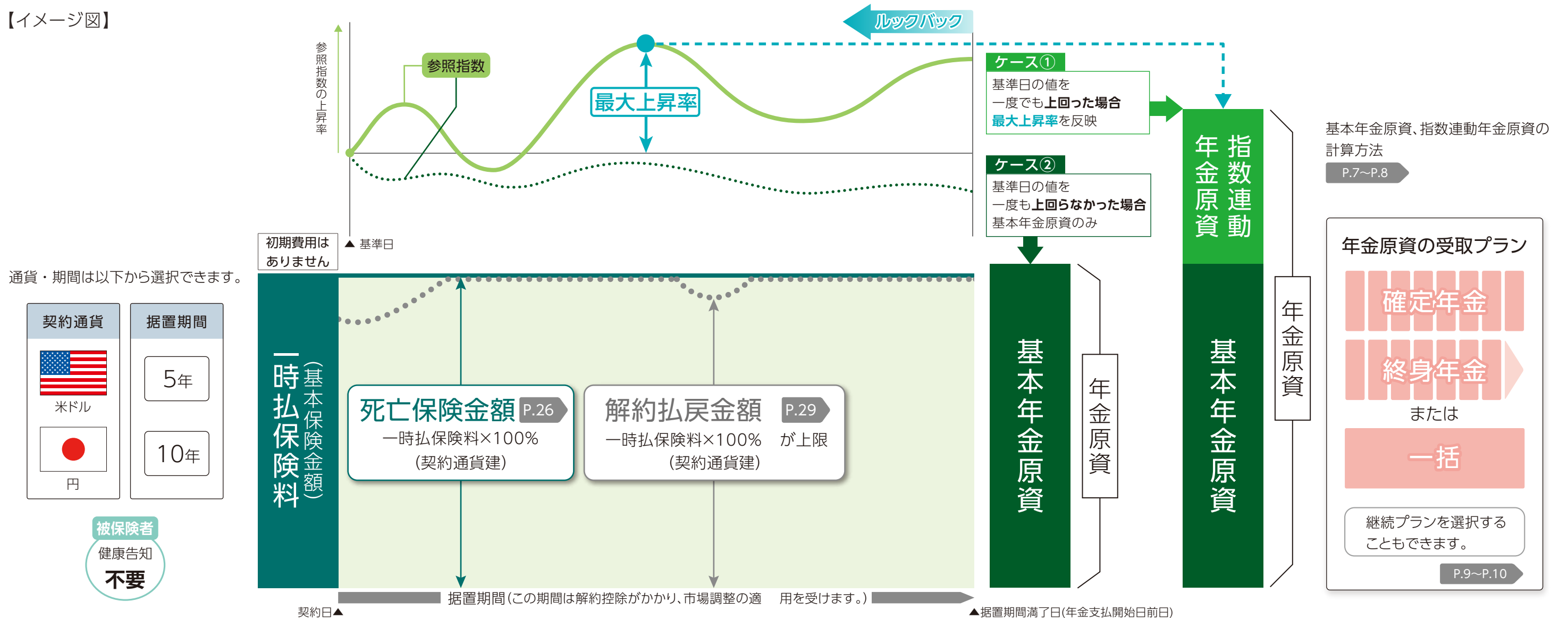
- 指数連動年金原資は、基準日以後、年金支払開始日前日までの間で、参照指数が最も上がったタイミングの上昇率(**最大上昇率**)をもとに算出し、基本年金原資に上乗せします。
- 一度上昇した最大上昇率は、参照指数が下落しても下がりません。
また、**0.01%単位**で **毎営業日判定** するため、タイミングを逃しません。

基本
年金原資

契約通貨建てで一時払保険料以上となります

基本年金原資は、ご契約時に確定し、契約通貨建てで一時払保険料以上となります。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。また、上図に表示している年金原資の大小を保証するものではありません。



基準日以後、年金支払開始日前日までの間に参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合、**指数連動年金原資はゼロとなり、年金原資は基本年金原資のみ**となります。 ケース②

年金原資は、ご契約時に確定する **基本年金原資** と、参照指数の上昇率により上乗せする **指数連動年金原資** の合計となります。

指数連動
年金原資

参照指数の年金支払開始日前日の上昇率を
反映します **ケース①**

指数連動年金原資は、参照指数の**年金支払開始日前日の上昇率**をもとに算出し、基本年金原資に上乘せします。

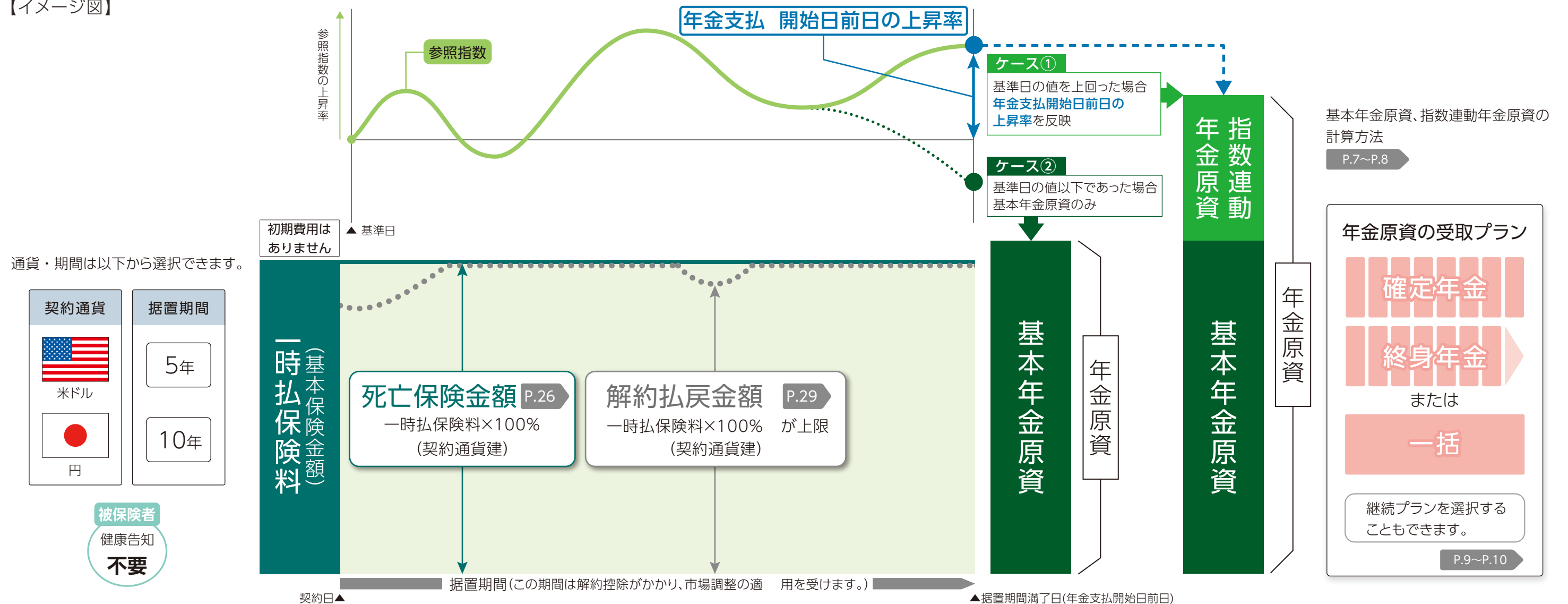
Point

基本
年金原資

ルックバックコースより基本年金原資が
大きくなります

- 基本年金原資は、契約通貨建てで一時払保険料以上となります。
- 契約通貨や据置期間等、コース以外の条件がすべて同じ場合、ご契約時に確定する基本年金原資は、**ルックバックコースより大きく**なります。

【イメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。また、上図に表示している年金原資の大小を保証するものではありません。


ご注意

年金支払開始日前日の参照指数が基準日の値以下であった場合、指数連動年金原資はゼロとなり、年金原資は基本年金原資のみとなります。**ケース②**

年金原資の考え方

年金原資の計算方法

年金原資

=

基本年金原資

+

指数連動年金原資

基本保険金額(一時払保険料) × 年金原資保証率*

* 年金原資保証率は、契約日の積立利率に応じて、コース、契約通貨、据置期間、連動率、被保険者の性別・年齢によって設定されます。
適用される年金原資保証率は、保険設計書でご確認ください。

- **基本年金原資** は、契約時に確定します。
また、**契約通貨建てで一時払保険料の100%以上となります。**

※満期判定コースはルックバックコースに比べて指数判定機会が1回のみとシンプルなため、コース以外の条件がすべて同じ場合、ルックバックコースより基本年金原資が大きくなります。

- **指数連動年金原資** は、年金支払開始日に確定します。
算出する計算式は以下となります。

指数連動年金原資

=

基本保険金額
(一時払保険料)

×

① 参照指数の上昇率

×

② 連動率

① 参照指数の上昇率 <コースごとの計算方法>

上昇率は、**0.01%単位**で判定します。(0.01%未満を切捨て、0未満の場合は0とします。)

ルックバック
コース

基準日以後、年金支払開始日前日までの各日において、参照指数の値が基準日の値に対して上昇した割合(上昇率)のうち、**最も大きい値**である「**最大上昇率**」を用います。
「最大上昇率」は、**毎営業日判定**を行います。

<上昇率の計算方法>

各日の参照指数の値

−

基準日の参照指数の値

× 100

基準日の参照指数の値

上昇率(%) =

満期判定
コース

年金支払開始日前日の参照指数の値が基準日の値に対して上昇した割合(上昇率)を用います。

<上昇率の計算方法>

年金支払開始日前日の参照指数の値

−

基準日の参照指数の値

× 100

基準日の参照指数の値

上昇率(%) =

② 連動率

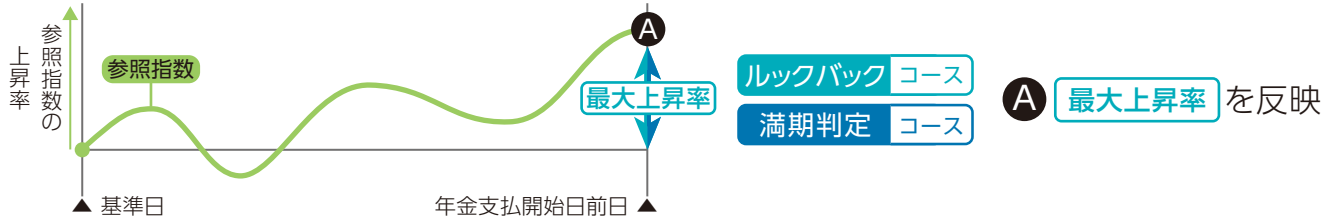
契約通貨および据置期間に応じて設定される率(固定)のことをいい、以下のとおりとなります。

 米ドル	5年	100%	 円	5年	15%	 円	10年	30%
	10年			10年			10年	

指数連動年金原資 に反映される参照指数の上昇率例

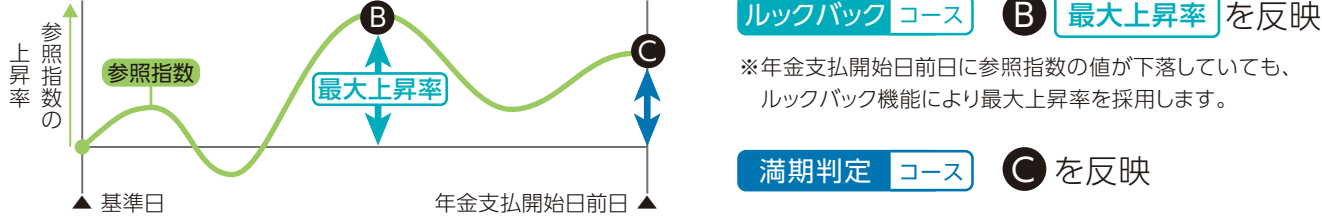
ケースⅠ 年金支払開始日前日の上昇率が最大上昇率となる場合

【参照指数のイメージ図】



ケースⅡ 年金支払開始日前日の上昇率が最大上昇率より低い場合

【参照指数のイメージ図】



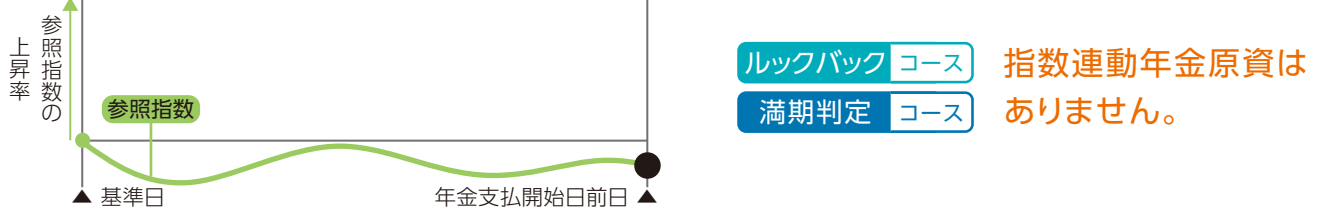
ケースⅢ 基準日以後、参照指数が基準日の値を上回ったが、年金支払開始日前日は基準日の値以下であった場合

【参照指数のイメージ図】



ケースⅣ 基準日以後、参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合

【参照指数のイメージ図】



※上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

受取プラン・継続プランについて

受取プラン

年金

年金支払期間中、毎年の契約応当日に、年金をお受け取りいただけます。

確定年金



年金支払期間	5年・10年・15年・20年
年金支払開始年齢	5歳～90歳（被保険者年齢）

年金支払期間中、毎年定額の年金をお受け取りいただけます。
年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金*としてお受け取りいただけます。

* 死亡一時金のお受取にかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受け取りいただくこともできます。

年金総額保証付終身年金



年金支払開始年齢	50歳～90歳（被保険者年齢）
----------	-----------------

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生お受け取りいただけます。
被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受け取りいただけます。

一括

年金でのお受取にかえて、年金原資を一括でお受け取りいただけます。



ご注意

- 将来受け取る年金額は、年金原資および年金支払開始日の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて算出されますので、ご契約時には定まっていません。
- 年金支払期間中は、年金管理費が控除されます。
- 年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の支払中に年金の一括受取をされる場合には、既に受け取った年金と一括受取をされる年金の受取総額が年金原資を下回ることがあります。

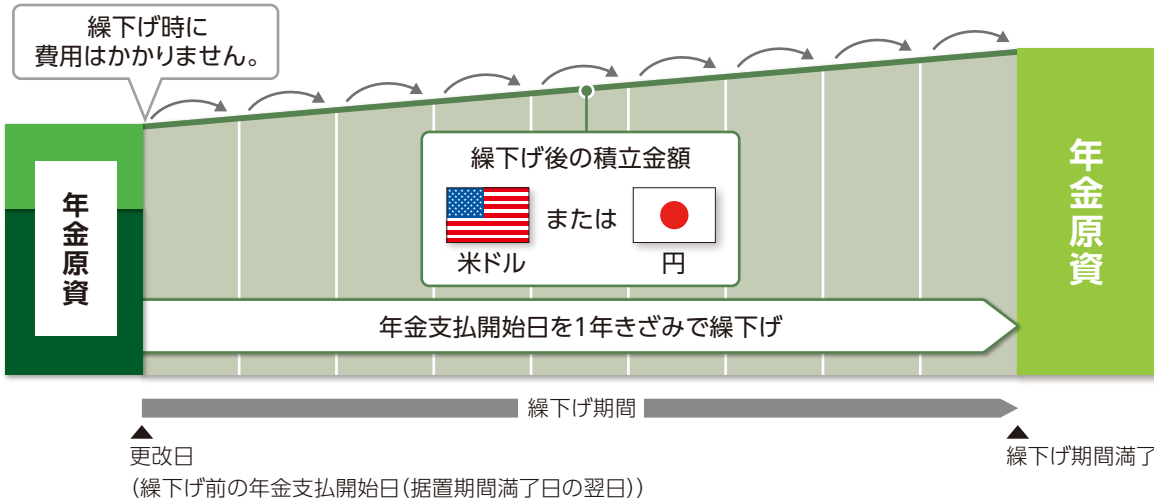
継続プラン

繰下げ

年金支払開始日を1年きざみで繰下げることができます。
繰下げ中は、いつでも年金の受取を開始できます。

- 年金支払開始年齢は90歳までとなります。
- 繰下げ時に、他の契約通貨に変更できます。
- 繰下げ期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡された日の積立金額が死亡保険金となります。
- 繰下げ期間中に解約する場合は、解約日の積立金額が解約払戻金となります。（解約控除および市場調整は適用されません。）
- 積立金額は更改日（繰下げ前の年金支払開始日）における年金原資の額に三井住友海上プライマリー生命の定める利率を用いて経過した期間により計算します。

【イメージ図】



※上図は、年金支払開始日の繰下げをご理解いただくためのイメージ図です。
また、繰下げ開始後の利率が同じ利率であると仮定しています。

終身移行

終身移行特約を付加し、移行日（年金支払開始日）に契約通貨建ての終身保障に移行できます。

- 移行する際、他の契約通貨に変更できます。
- 終身保障への移行後、年金移行特約（定額保険用）を付加することで、解約払戻金を原資とした年金に移行できます。

参照指数について

参照指数とその主な投資対象

- 上昇率の算出に用いる「参照指数」は、契約通貨に応じて、下記のとおりとなります。

契約通貨	参照指数	指数スポンサー
米ドル	FIAグローバルバランス指数P(米ドル)	ソシエテ・ジェネラル
円	FIAグローバルバランス指数P(円)	

- この参照指数は、株式、債券、および商品に分散投資します。

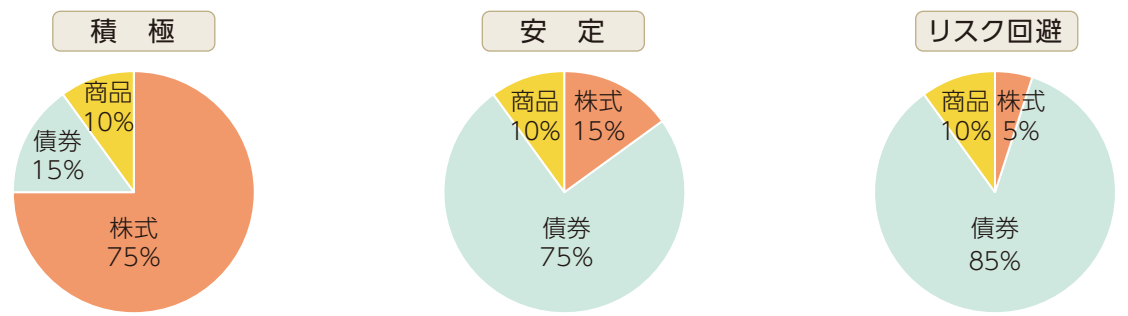
指数スポンサーが独自に開発した指標を用いてマクロ経済の動向を判定、資産配分の見直しを月次で行うことにより、異なる市場局面に機動的に対応して安定的な運用成果を目指します。

- 株式 米国株式、日本株式
- 債券 米国国債、ドイツ国債、日本国債
- 商品 原油・金・銅

一定のルールに基づき、異なる市場局面に機動的に対応して安定的な運用成果を目指します。

資産配分を毎月見直します

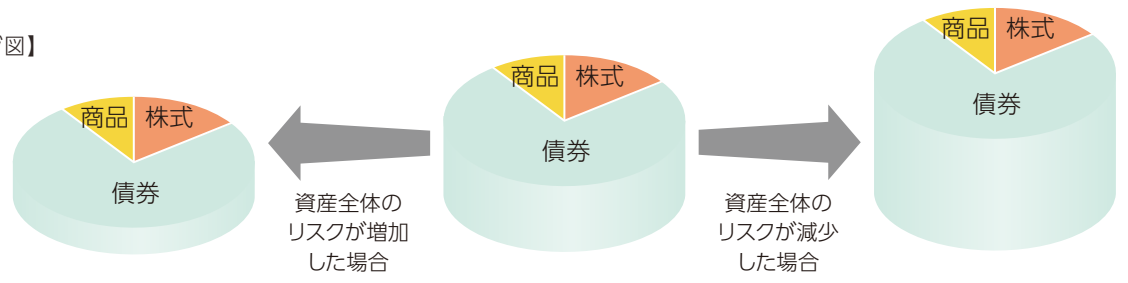
- ① 指数スポンサーが独自に開発した指標から、マクロ経済の動向を判定し、月ごとの運用方針（積極／安定／リスク回避）を決定します。
- ② 判定された運用方針に基づいて毎月資産配分を切り替えます（配分割合は各運用方針ごとに固定）。



運用総額を増減させる調整を毎日行います(リスク・コントロール)

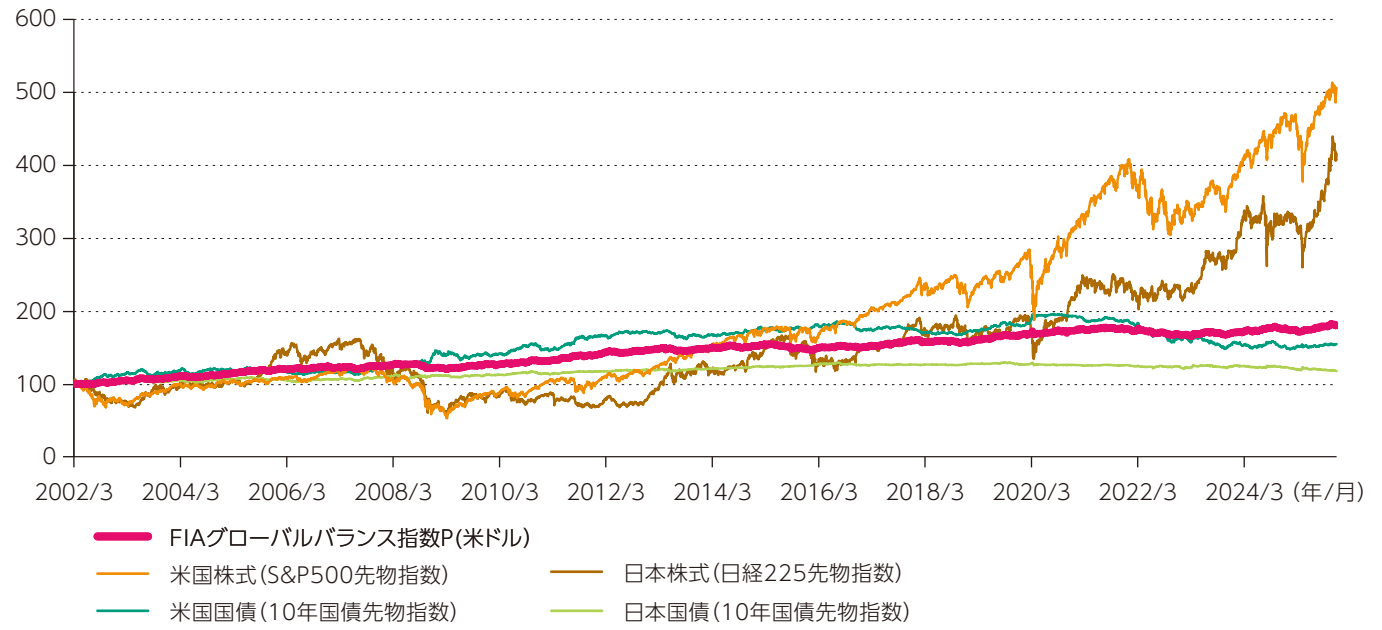
資産全体のリスクの水準に応じて、運用総額を最大110%まで日々調整します。

【イメージ図】

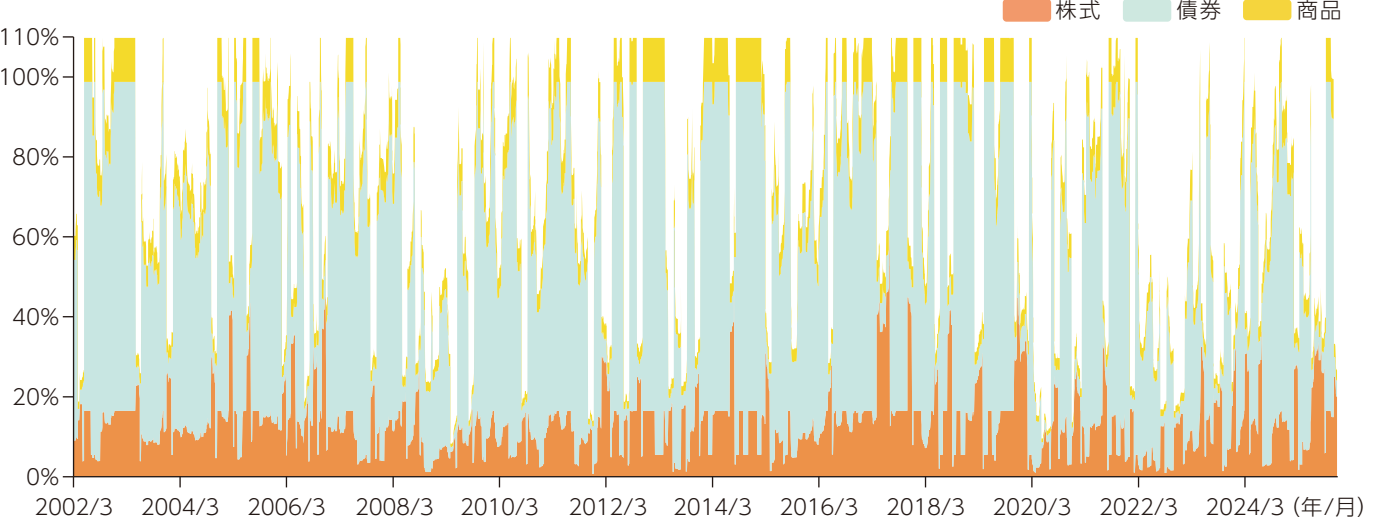


各資産のシミュレーション(契約通貨:米ドルの場合)

- 参照指数と主な投資対象資産の推移(2002年3月4日を100として算出)



- 資産配分の推移(リスク・コントロール後)



・ 期間:2002年3月4日～2025年11月26日
・ 「参照指数と主な投資対象資産の推移」は、「FIAグローバルバランス指数P(米ドル)」と同じ運用手法に従って運用したと仮定し計算したデータに基づいて、2002年3月4日を100とし、運用を行ったと仮定した場合の推移をグラフ化したものです。
・ ソシエテ・ジェネラル証券株式会社からの参照指数等に係る提供データを利用して、三井住友海上プライマリー生命が作成したものです。
※ 上記シミュレーションの参照指数は指数手数料(指数値に対し年率1.0%)および取引費用を差し引いています。取引費用については、事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することができません。
<参考>取引費用のシミュレーション結果:年0.50%～年0.93%の範囲、平均値は年0.73%(期間:2002年3月～2025年11月)

■ 上記シミュレーションは、あくまでも仮定の数値であり、**実際の運用成果を表したものではありません。**また、**将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。**
■ 各種情報の内容につきましては万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。三井住友海上プライマリー生命ならびに募集代理店は、これらの情報の利用によって生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。

その他特約等について

指定代理請求特約

年金受取人が年金等を請求する意思表示ができない場合等に、年金受取人にかわって年金等を請求できる方を指定できる特約です。

※被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ指定することができます。

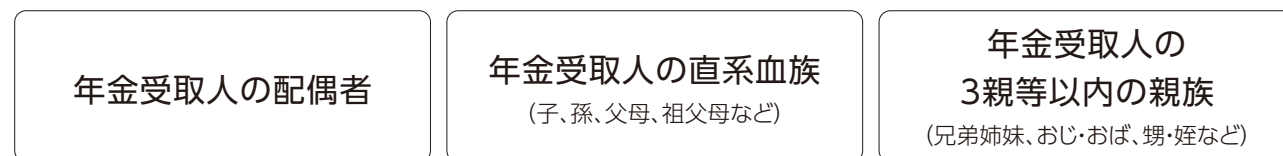
※指定代理請求人は、年金等のご請求のみ可能で、ご契約内容の変更(年金種類の変更等)のご請求を行うことはできません。

たとえばこんなとき…

- 年金受取人が傷害や疾病で寝たきり状態となり、意思表示できなくなった。
- 年金受取人が高齢で認知症等になり、意思表示できなくなった。



指定代理請求人は、次の範囲から1名指定できます。



※その他上記以外で特別な事情がある方として、三井住友海上プライマリー生命が認めた方

後継年金受取人指定制度

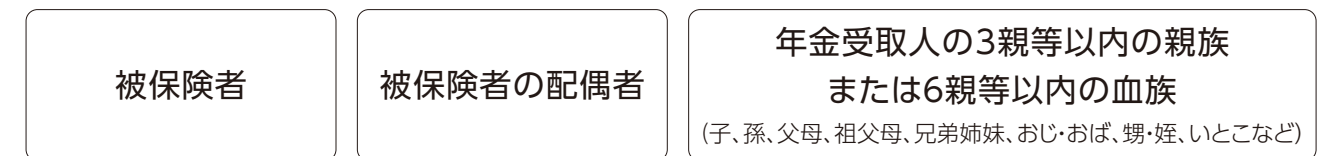
年金受取人が年金支払期間中に死亡された場合に、年金受取人の権利を引継ぐ方を指定できる制度です。
あらかじめ指定することで、年金種類に応じて年金または死亡一時金を受け取ることができます。

たとえばこんなとき…

- 年金受取人が年金支払期間中に死亡された。

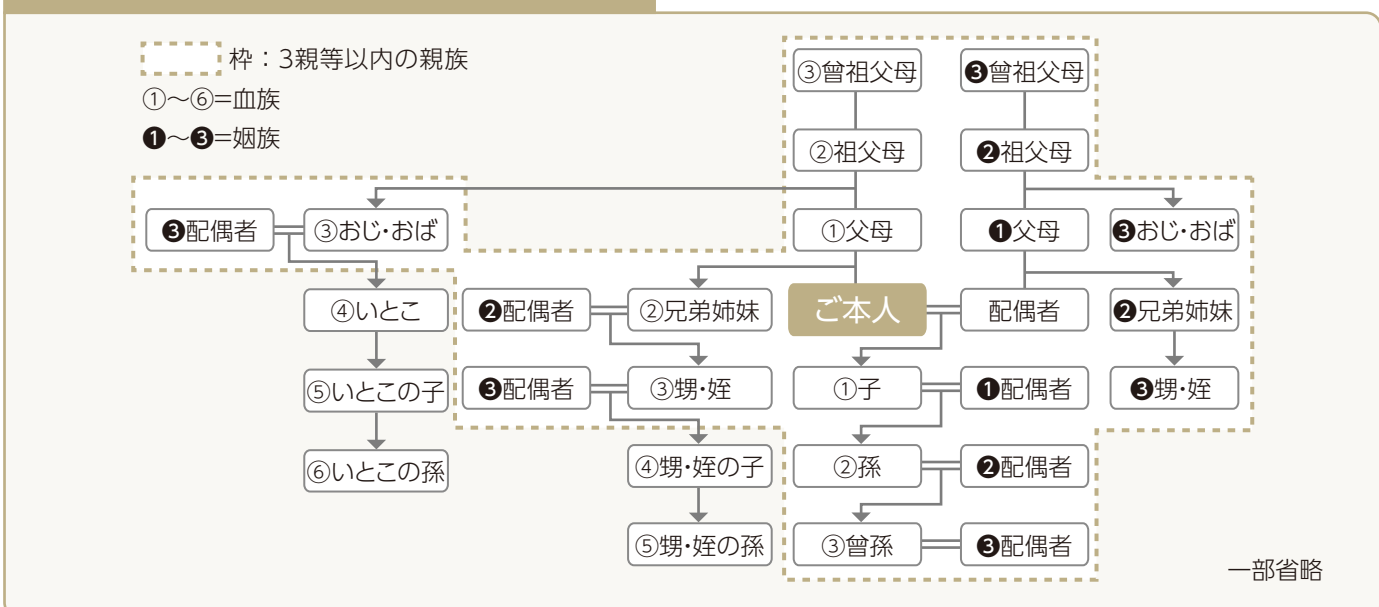


後継年金受取人は、次の範囲から1名指定できます。



※くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

3親等以内の親族または主な6親等以内の血族



ご契約のお取扱について①

契約通貨		米ドル	円
一時払保険料 （保険料の 払込方法は 一時払のみ）	最低	3万米ドル(1米ドル単位)	300万円(1万円単位)
		※円入金特約を付加した場合は、300万円となります。	
	最高	契約日における円入金特約で適用する 為替レートで換算して10億円	10億円
		※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳細は、P.28をご覧ください。	
据置期間と契約年齢*		【据置期間 5年】 0歳～85歳	
* 契約日における被保険者の満年齢		【据置期間 10年】 0歳～80歳	
年金種類と 年金支払開始年齢の範囲		【確定年金(年金支払期間:5、10、15、20年)】 5歳～90歳 【年金総額保証付終身年金】 50歳～90歳	
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者		被保険者、被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
年金受取人		被保険者もしくは契約者	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
クーリング・オフ制度		クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P.37～P.38をご覧ください。	
増額・一部解約		お取り扱いいたしません。	
付 加 で き る 主 な 特 約	遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受取にかえて年金形式で受け取る ことができます。	
	円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。	
	円支払特約	死亡保険金、解約払戻金などを円で受け取ることができます。	
	終身移行特約	年金支払開始日を移行日として、年金原資の額を基に終身保障へ移行するこ とができます。	
	年金移行特約 (定額保険用)	終身保障への移行後、ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を 原資とした年金に移行することができます。	
	指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求 することができます。	

※通貨・金利環境等によりお取扱範囲を変更する場合があります。

費用、解約、税金について

費用、解約、税金については、以下のページをご確認ください。

費用について	解約について	税金について
P.33～P.35	P.29～P.30	P.42～P.43

積立利率と為替レートのお問合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	年金原資保証率を計算するために用いられる利率です。
指標金利	積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に 用いられる金利です。
為替レート	円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合に適用される、 三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*です。

* 米ドル(USD):午前10時30分以降よりご案内しております。

三井住友海上プライマリー生命

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について
一切の責任を負いかねます。くわしくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

ご契約のお取扱について②

お手持ちのご資金と一時払保険料のお払込について (契約通貨が外貨の場合)

この商品は、契約通貨が外貨の場合、一時払保険料を円または契約通貨でお払い込みいただけます。お申込にあたり、お手持ちのご資金(通貨)ごとに、下記のいずれかのお払込方法をご選択いただきます。

契約通貨	お手持ちのご資金(通貨)	円入金特約	保険会社宛の一時払保険料払込通貨		クーリング・オフ (お申込の撤回・契約の解除) の際の返還通貨
			契約通貨への交換		
外貨 米ドル	円	付加する	円	三井住友海上プライマリー生命*1	円
		付加しない	契約通貨 米ドル	銀行等*2	契約通貨 保険会社宛の一時払保険料払込通貨
	契約通貨 米ドル	—	契約通貨 米ドル	—	契約通貨 保険会社宛の一時払保険料払込通貨

*1 円でお払い込みいただく場合、三井住友海上プライマリー生命に着金する日の円入金特約レートで払込金額を契約通貨へ換算し、その金額が一時払保険料として払い込まれたものとしてお取り扱いします。
*2 銀行等での交換にかかる諸手数料は金融機関ごとに異なります。くわしくは取扱金融機関にお問い合わせください。

円入金特約について	くわしくはP.27
クーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)について	くわしくはP.37~P.38

！ ご注意ください

お手持ちのご資金(通貨)が円で、円入金特約を付加せず、銀行等で円を契約通貨に交換してお払い込みいただいた場合は、契約通貨でお払い込みいただいたものとしてお取り扱いします。
この場合、クーリング・オフの際に返還する通貨は契約通貨となります。
そのため、返還された一時払保険料(契約通貨)を円に交換する場合、為替相場の変動や金融機関所定の為替手数料等のご負担により、お払い込みいただいた一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
※お手持ちのご資金(通貨)が契約通貨と異なる外貨で、銀行等で契約通貨に交換する場合も、同様のリスクが生じるおそれがあります。

ご確認くださいたい事項

据置期間中の死亡保険金・解約払戻金が抑制されます。

死亡保険金は、契約通貨建ての一時払保険料の100%となります。
解約払戻金は、契約通貨建ての一時払保険料の100%が上限となり、一時払保険料を下回る可能性があります。

指数連動年金原資 は、年金支払開始日に確定します。

この商品の指数連動年金原資は、年金支払開始日に確定するため、据置期間中に死亡された場合や解約された場合にはお受け取りいただくことができません。

指数連動年金原資 は、運用実績によっては、ゼロとなる場合もあります。

この商品の指数連動年金原資は、以下の場合、ゼロとなります。

ルックバック コース

基準日以後、年金支払開始日前日までの間に参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合

満期判定 コース

年金支払開始日前日の参照指数が基準日の値以下であった場合

アフターサービスについて

お客さまサポート

ホームページ プライマリー生命マイページ

- ご契約内容・積立利率の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページからご利用いただけます。



※仮パスワードがお手元がない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができません。

お電話 ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種手続きのご案内・各請求書類のお取寄

【ご利用までの流れ】

① ログイン画面

三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。
契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。

② 認証コード入力

ご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする認証コードを入力してください。

③ ログイン完了

任意のパスワードに変更して、マイページをご利用ください。



三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

0120-81-8107

(ハイ、パートナー)

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意の上、ご契約者さまよりお問い合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内 等 契約者宛に転送不要・簡易書留で郵送します。
据置期間中	ご契約状況のお知らせ 毎年1回、契約者宛にご案内*します。 * 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
年金受取前	年金受取に関する請求書類 契約者宛に郵送します。 ※年金受取人が請求書類に必要事項を記入し、必要書類とあわせて年金支払開始日の14日前までに返送ください。
年金受取中	年金証書／お支払通知書 1回目の年金支払時、年金証書を郵送します。また、年金支払の都度、お支払通知書を郵送します。

※記載の内容は、2026年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

* ご契約内容や各種情報をご確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

- ・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
- ・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのご案内

ご家族登録サービス



自分だけ契約内容を把握しているのは不安…

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。
ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。
保険証券に同封している申込書でお申し込みいただけます。

指定代理請求特約



将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなってしまうと、どうしたらよいだろう…

年金支払期間中に、年金受取人が認知症や寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ「指定代理請求特約」を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人に代わって当請求を行うことが可能です。
※指定代理請求特約は被保険者と年金受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと



父が寝たきりで意思表示ができなくなってしまう、介護施設に入居するためのまとまった費用が必要だが、父の保険契約を解約できなくて困っています。

お客さまの大切な保険契約をお守りするため、原則としてご本人以外からのお手続きはできません。
ご本人によるお手続きが難しい場合、成年後見制度のご利用をお願いいたします。なお、上記内容に限らず、お客さま個々のご事情に寄り添いご相談を承りますので、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

契約概要



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払に際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険のしくみについて

この保険は、参照指数の上昇を年金原資に反映する、米ドル建てまたは円建ての一時払の生命保険商品です。

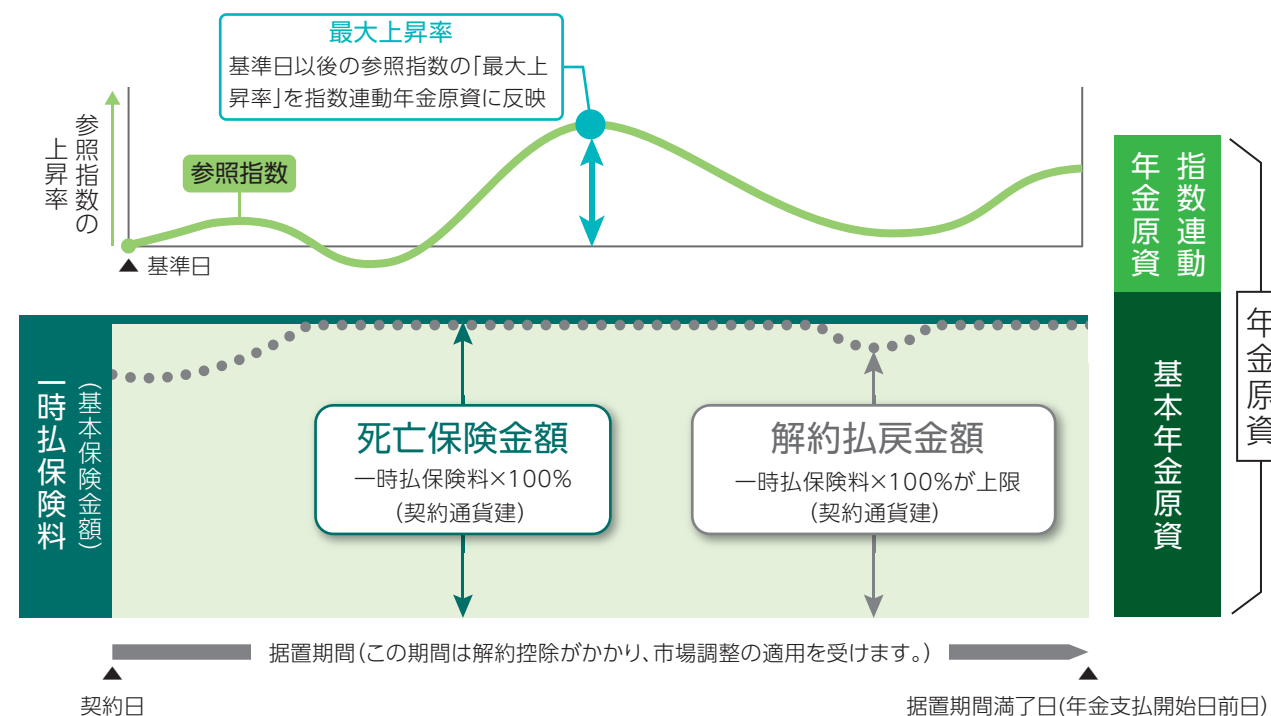
- 契約にあたっては、コース（ルックバックコース、満期判定コース）＜＊＞、契約通貨（米ドルまたは円）、据置期間（5年・10年）をご選択いただきます。
＜＊＞ 当冊子では、保険証券やご契約のしおり・約款等に記載の指数連動の型について、Ⅰ型を「ルックバックコース」、Ⅱ型を「満期判定コース」と表記しています。
- 将来の年金原資は、基本年金原資と指数連動年金原資の合計となります。
※ 年金原資について詳しくは、P.23の「2.年金原資について」をご確認ください。
- 据置期間中に被保険者が死亡された場合は、基本保険金額の100%を死亡保険金としてお支払いします。
- 据置期間満了時には、年金の受取、年金支払開始日の繰下げまたは終身保障へ移行することができます。

『選べるみらい年金』の正式名称は、新通貨選択生存保障重視型個人年金保険（指数連動型）です。

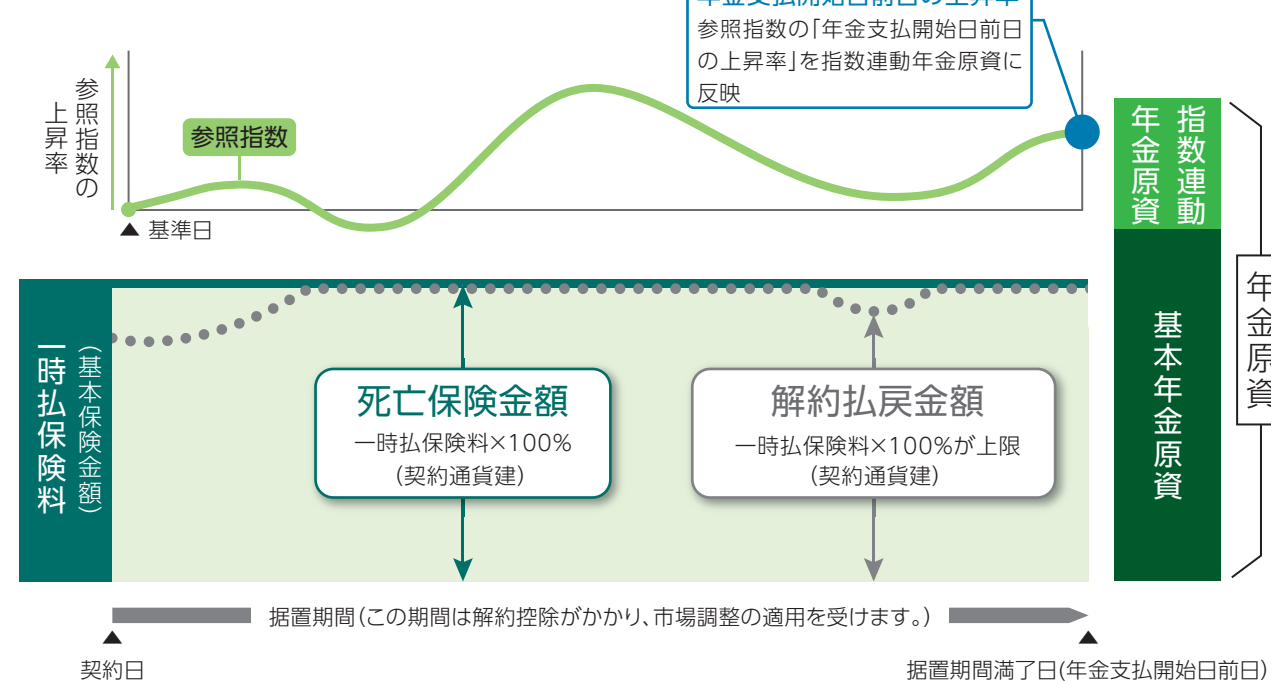
この保険は、為替相場の変動や、市場金利の変動等により、保険金等の受取時に損失が生じるおそれがあります。

※ くわしくは、「注意喚起情報」P.35の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

【ルックバックコースのイメージ図】



【満期判定コースのイメージ図】



※ 上図はイメージ図であり、年金原資等を保証するものではありません。

2 年金原資について

将来の年金原資は、基本年金原資と指数連動年金原資の合計となります。

1. 基本年金原資

- 基本保険金額に年金原資保証率＜＊１＞を乗じた額（契約時に確定します）となります。
- 基本年金原資は、契約通貨建てで一時払保険料の100%以上となります。
＜＊１＞ 契約日の積立利率に応じて、コース、契約通貨、据置期間、連動率、被保険者の性別・年齢によって設定されます。

2. 指数連動年金原資

- 年金原資のうち、参照指数の上昇率に基づいて算出される部分をいい次のとおり計算されます。
指数連動年金原資＝基本保険金額×コースに応じた参照指数の上昇率×連動率＜＊２＞

コースに応じた参照指数の上昇率(%) =
$$\frac{\text{コースに応じた参照指数の値} - \text{基準日の参照指数の値}}{\text{基準日の参照指数の値}} \times 100$$

＜コースに応じた参照指数の値＞

ルックバックコース	基準日から年金支払開始日前日までの参照指数のうち最大の値を適用します。
満期判定コース	年金支払開始日前日の参照指数の値を適用します。

- 上昇率は、基準日＜＊３＞の参照指数の値に対して上昇した割合となります。なお、上昇率の計算では、0.01%未満を切り捨て、0%未満の場合は、0%となります。
＜＊２＞ 契約通貨および据置期間に応じて設定される率（固定）のことをいい、契約通貨が米ドルで据置期間が5年・10年の場合は100%、契約通貨が円で据置期間が5年の場合は15%、10年の場合は30%となります。
＜＊３＞ 「保険契約の申込日から起算して8日目の日」と「三井住友海上プライマリー生命が申込を承諾した日」のいずれか遅い日の翌日のことをいいます。



ご注意

- ・ 指数連動年金原資は年金支払開始日に確定し、年金原資の一部に充当されるため、据置期間中の死亡保険金や解約払戻金のお支払には加算されません。
- ・ 以下の場合、指数連動年金原資はゼロとなり、年金原資は基本年金原資のみとなります。
ルックバックコース：基準日以後、年金支払開始日前日までの間に参照指数が基準日の値を一度も上回らなかった場合
満期判定コース：年金支払開始日前日の参照指数が基準日の値以下であった場合

- 参照指数は、契約通貨に応じて次のとおりとなります。

契約通貨	米ドル	円
参照指数	FIAグローバルバランス指数P（米ドル）	FIAグローバルバランス指数P（円）

- 指数の内容について

当社指定の指数は、ソシエテ・ジェネラル（以下、「SG」と表記します。）より提供される「FIAグローバルバランス指数P（米ドル）」、「FIAグローバルバランス指数P（円）」（以下、総称して「本指数」と表記します。）です。本指数は、先進国の株式・債券、コモディティに分散投資を行うことによって得られるリターンを組み合わせ、指数化したものです。

- ① 投資対象資産：本指数は、株式・債券・商品（コモディティ）の3つの資産クラスに分散投資します。
- ② マクロ経済動向の判定：毎月、指数スポンサーが独自に開発した指標から、マクロ経済動向の局面を判定します（積極/安定/リスク回避）。判定された運用方針に基づいて資産配分を切替えることにより、異なる市場局面に機動的に対応し、安定的な運用成果を目指します。
- ③ リスク・コントロール：年率3%のボラティリティ・ターゲットの実現を目指して、実質的なレバレッジにより、投資対象資産の持ち高が日次で調整されます。ボラティリティが上昇している時は、投資対象資産の持ち高を減少させ、低下している時は、持ち高を増加させることで、ボラティリティを一定に保つことを目指します。また過度の持ち高増加を避けるために、投資対象資産の最大持ち高には最大1.1倍の上限が設けられています。

※ 本指数は指数スポンサーであるSGの独占的財産です。本指数の構成、計算、配布もしくは調整またはこれらに含まれるデータの正確性、完全性について、SGが保証するものではありません。

「選べるみらい年金」（以下、「本商品」と表記します。）は、SGおよびその関係会社から、後援、推奨、販売促進されるものではありません。SGおよびその関係会社は、本商品への投資の適切性を、明示的にも黙示的にも、表明するものではありません。SGおよびその関係会社は、いずれも本商品の適法性、適合性、商品に関する解説や開示の正確性および妥当性（本指数に関する開示を含む）について述べるものではありません。また、SGおよびその関係会社は、本商品の管理、マーケティングおよび取扱に関する一切の責任について、免責されるものとします。



ご注意

参照指数が消滅する等の理由によって、三井住友海上プライマリー生命は参照指数を変更することがあります。この場合、参照指数を変更する日の1か月以上前に契約者に新たな参照指数の内容と変更日を通知します。

3 積立利率について

- ・ 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時点の積立利率とは異なる場合があります。この積立利率は、契約通貨、据置期間に応じて異なります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- ・ 契約日に適用される積立利率は、据置期間中に変更されることはありません。
- ・ 据置期間中に適用される積立利率は、契約通貨、据置期間に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める利率から、保険関係費を差し引いた利率です。
※ 詳細については、「注意喚起情報」P.33の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご確認ください。
- ・ 適用される積立利率は、年金原資保証率を算出するための利率となり、年金支払開始日における年金原資の額の、一時払保険料に対しての実質的な利回り（年複利）とは異なります。

4 年金について

1. 年金種類について

年金種類は以下のとおりです。年金でのお受取にかえて、年金原資を一括でお受け取りいただくこともできます。

● 確定年金【年金支払期間：5年、10年、15年、20年】

年金支払期間中、毎年定額の年金をお受け取りいただけます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合、未払年金現価を死亡一時金＜＊1＞としてお受け取りいただけます。

＜＊1＞ 死亡一時金のお受取にかえて、年金支払期間満了まで引続き年金としてお受け取りいただけます。

● 年金総額保証付終身年金

被保険者が生存している間は、毎年定額の年金を一生涯お受け取りいただけます。被保険者が死亡された場合、受取累計額が年金原資の額に到達するまでは、年金を引続きお受け取りいただけます。

※ 年金額が10万円（米ドルの場合、1,000米ドル）に満たない場合は、年金によるお受取にかえて一括でのお受取となります。

※ 年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、それを超える金額については一時金でお受け取りいただけます。（契約通貨が外貨の場合、年金支払開始日における円支払特約で適用する為替レートで換算して3,000万円を上限とします。）



将来受け取る年金額は、年金原資および年金支払開始日における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、ご加入時には定まっていません。

2. 年金の一括支払について

確定年金	年金支払期間の残存期間に対応する年金の現価に相当する金額をお受け取りいただけます。
年金総額保証付終身年金	受取保証部分の残存部分に対応する年金の現価に相当する金額をお受け取りいただけます。＜＊2＞

＜＊2＞ 受取保証部分の最後の年金のお支払後に被保険者が生存している場合、年金を再開します。ただし、再開後に年金を一括でお受け取りいただくことはできません。



年金総額保証付終身年金は、受取保証部分の受取中に年金の一括受取をされる場合には、受取総額が年金原資を下回ることがあります。

3. 年金支払開始日の繰下げについて

年金支払開始日を1年きざみで繰下げることができます。その際、契約通貨を三井住友海上プライマリー生命の取扱範囲内で変更することができます。



- ・ 繰下げ時に適用される利率は、契約通貨等により異なります。
- ・ 繰下げ後は上昇率の判定を行いません。

5 保障の内容について

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いいたします。死亡保険金額は、基本保険金額と同額となります。
- 繰下げ期間中に被保険者が死亡された場合は、死亡された日の積立金額が死亡保険金となります。



免責事由に該当するときには、死亡保険金のお支払ができないことがあります。免責事由についてくわしくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

- 据置期間満了時に、終身移行特約を付加することで、年金支払開始日（終身保障への移行日）に、年金原資の額を終身保障移行額として終身保障へ移行することができます。移行後に被保険者が死亡された場合の保障内容は、以下のとおりです。

死亡保険金	移行日から2年未満	終身保障移行額を基に移行日からの経過年月数等により計算した死亡日時点の責任準備金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。
	移行日から2年以後	終身保障移行額を基に計算した移行後保険金額を死亡保険金として、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。

6 配当金について

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

7 主契約に付加できる主な特約について

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、保険金の全部または一部を、一括でのお支払にかえて年金形式でお支払いします。

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払い込みいただきます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建契約の死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日＜＊＞における所定の為替レートとなります。

● 終身移行特約

年金支払開始日を終身移行特約の付加日とし、その日を終身保障への移行日として、年金原資の額を終身保障移行額として終身保障へ移行します。

● 年金移行特約（定額保険用）

終身移行特約を付加し、終身保障への移行後に付加することができます。ご契約の全部を将来の死亡保障にかえて、解約払戻金を原資とした年金に移行します。

● 指定代理請求特約

被保険者と同一人である保険金等の受取人が、傷害または疾病により保険金等を請求する意思表示ができない、またはそれに準じる状態の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、保険金等の受取人にかわって保険金等を請求することができます。

＜＊＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。

8 ご契約のお取扱について

契約通貨			米ドル	円
一時払保険料	最低	3万ドル (1ドル単位) ※ 円入金特約を付加した場合は、300万円となります。		300万円 (1万円単位)
	最高	契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して10億円		10億円
据置期間			5年、10年	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	据置期間	5年	0歳～85歳	
		10年	0歳～80歳	
年金種類／年金支払期間			確定年金／5年、10年、15年、20年 年金総額保証付終身年金／終身	
年金支払開始年齢			確定年金：5歳～90歳 年金総額保証付終身年金：50歳～90歳	
保険料の払込方法			一時払のみ ※ 一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額			お取り扱いいたしません	
一部解約			お取り扱いいたしません	

※ 通貨・金利環境等により、お取扱範囲を変更する場合があります。

※ 同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額の契約日時点の円換算額と既契約の通算対象額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

※ この保険の保険期間は、据置期間と年金支払期間の2つからなります。

ご契約に際して、一時払保険料、据置期間、年金種類等の詳細については、申込書にてご確認ください。

9 解約払戻金について

- 年金支払開始日前であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 据置期間中の解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。ただし、解約日における基本保険金額が上限となります。

解約時の払戻金額は、次のとおり計算されます。

①市場調整価格－②解約控除額

$$\text{① 市場調整価格} = \text{解約日の積立金額} \times \left(1 - \left[\frac{1+i}{1+j} \right]^{\text{残存月数} / 12} \right)$$

$$\text{② 解約控除額} = \text{一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率}$$

▶ 市場調整額により、解約払戻金に対応する資産の時価を反映させます。

$$\text{② 解約控除額} = \text{一時払保険料} \times \text{所定の解約控除率}$$

< * 1 > 積立金額は、一時払保険料に積立利率を適用して経過年月数に応じて三井住友海上プライマリー生命の定める方法により計算した金額です。

< * 2 > i は、適用中の積立利率の計算に用いた指標金利です。

< * 3 > j は、解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる指標金利です。

< * 4 > 残存月数は、解約日から年金支払開始日までの月数です。(端数日は切り上げます。)

< * 5 > 解約控除率については、P.34、35をご参照ください。

※ 市場調整のしくみについては、P.30の「市場調整について」をご参照ください。



ご注意

- ・ 解約払戻金額は上記の調整により、一時払保険料(基本保険金額)を下回る可能性があります。
- ・ 解約払戻金額は、基本保険金額が上限となります。

- 繰下げ期間中の解約払戻金額は、積立金額< * 6 >となります。

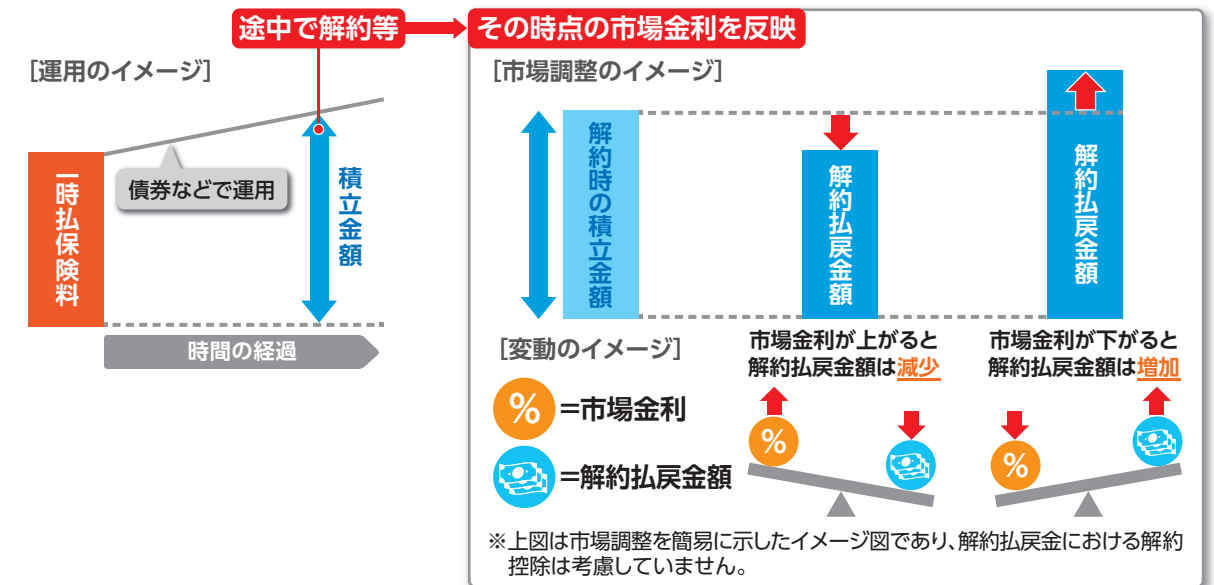
< * 6 > 年金支払開始日における年金原資に三井住友海上プライマリー生命が別途定める利率を適用し、計算する金額のことをいいます。

- 終身保障への移行後の解約払戻金額は、責任準備金額< * 7 >となります。

< * 7 > 終身保障移行額に基づき、移行日からの経過年月数により計算します。

「市場調整について」

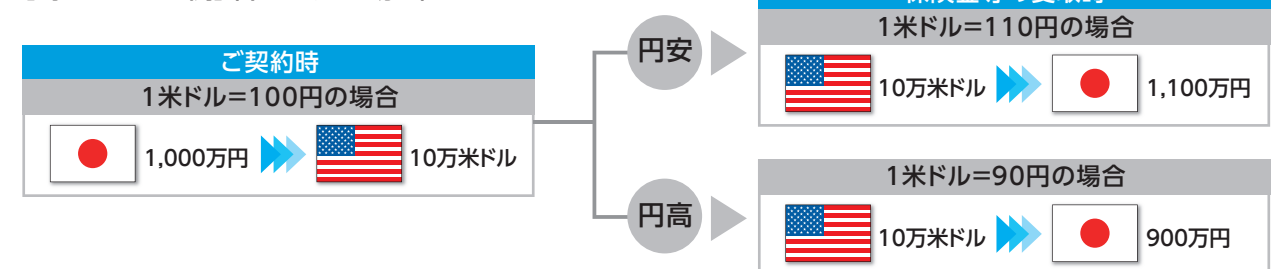
- この保険は、主に債券などで運用しており、解約時などに、その価値の変動を、解約払戻金に反映します。
- このしくみを、「市場調整」といいます。



10 為替リスクについて

年金、死亡保険金、解約払戻金等のお受取はすべて契約通貨となります。外貨建契約の場合、契約通貨と異なる通貨でお受取になる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

「為替リスクの例」(米ドル建の場合)



この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.35の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

11 諸費用について

諸費用については、「注意喚起情報」P.33の「1.諸費用に関する事項の概要について」をご参照ください。

12 金銭の授受について

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報



この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込に際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。



1. 諸費用に関する事項の概要について

この保険に係る費用は、以下の費用の合計となります。

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 据置期間中にご負担いただく費用

- 据置期間中に適用される積立利率は、据置期間および契約通貨に応じた指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から保険関係費を差し引いた利率です。なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、据置期間によって異なります。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

※ 指標金利および積立利率については三井住友海上プライマリー生命ホームページにてご確認ください。

- 参照指数の計算にあたり、指数手数料（指数値に対し年率1.0%）および取引費用（指数の各投資対象資産に資産配分する際に必要となる費用（実質的に有価証券等を売買、複製することに伴う費用）。事前に水準を確定することが困難なため、水準を表示することはできません。）が控除されます。

※ 法令、規制の変更その他の理由によりこれらの費用等の水準は変更されることがあります。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込、年金等の受取を外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を円で入金する場合と、年金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM + 50 銭
年金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM - 50 銭

※ 仲値 (TTM) は、三井住友海上プライマリー生命所定の金融機関が公表する値となります。

● 年金支払期間中にご負担いただく費用（遺族年金支払特約および年金移行特約（定額保険用）による年金支払期間中も含まれます。）

項目	目的	費用	時期および対象
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用 ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して 1.0% < * >	年金支払日に 責任準備金 から控除

< * > 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約時にご負担いただく費用

据置期間に応じて、契約日から解約日（移行日）までの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乘じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■ 契約日からの経過年数ごとの解約控除率

< 契約通貨が米ドルの場合 >

据置期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
5年	4.0%	3.2%	2.4%	1.6%	0.8%
10年	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%

据置期間	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
5年	—	—	—	—	—
10年	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

＜契約通貨が円の場合＞

据置期間	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
5年	1.5%	1.2%	0.9%	0.6%	0.3%
10年	2.5%	2.2%	2.0%	1.7%	1.5%

据置期間	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
5年	－	－	－	－	－
10年	1.2%	1.0%	0.7%	0.5%	0.2%

※ 終身保障への移行後および年金支払開始日の繰下げの場合は、解約控除の適用はありません。



2. この保険のリスクについて

● 為替リスクについて

この保険は、契約通貨が外貨の場合において、一時払保険料を円でお払い込みいただく場合や、年金、死亡保険金、解約払戻金等（以下、年金等）を円でお受け取りいただく場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、年金等の合計額を円に換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産（債券など）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申込はできません

契約者、被保険者、保険金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申込はできません。

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

この保険はクーリング・オフ制度(お申込の撤回・契約の解除)の対象です

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申出により、契約のお申込の撤回または契約の解除(以下、お申込の撤回等)をすることができます。

【書面によるお申出】

書面によるお申込の撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

<郵送先>

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命 クーリング・オフ担当

<記入内容>

記載いただく事項	記入例
①申込番号 (契約申込書の右下に記載があります。)	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申込の撤回をする旨の意思表示	③申込の撤回を行います。
④お申込の撤回を希望する理由(任意)	④〇〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 (申込者または契約者の本人口座)	⑦〇〇〇〇銀行 〇〇支店 普通△△△△△△ 口座名義人 ホケン タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号(日中連絡先)	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者(申込者)フリガナ	⑪ホケン タロウ
⑫契約者(申込者)氏名(自署)	⑫保険 太郎

【電磁的記録によるお申出】

電磁的記録(申出フォーム)によるお申込の撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申出ください。

お申込の撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。(外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。)

≪外貨建て契約におけるご注意点≫

- ・ 円入金特約を付加＜＊＞して、保険料を円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。
- ＜＊＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等でお申込の契約通貨(外貨)に交換し、契約通貨(外貨)で一時払保険料をお振り込みいただいた場合には、契約通貨(外貨)で同額を返還いたします。この場合、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨(外貨)に交換する場合は、その金融機関所定の為替手数料をご負担いただきます。また、返還された保険料を円に交換する場合にも所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。
- ・ 円建てのご資金を金融機関等で契約通貨(外貨)に交換して、契約通貨(外貨)で返還された保険料を円に交換した場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円建てのご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合(契約時の為替レートと同じ)でも、為替手数料分の負担が生じます。

次の場合には、お申込の撤回等を行うことはできません。

- ・ 個人事業主(雇用主)が事業としてご契約された場合
- ・ ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合

お申込の撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申込の撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター(お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申出はできません。)
フリーダイヤル 0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

5 責任開始期・生命保険募集人の権限について

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定(承諾)した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込に対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

6 保険金等をお支払いできない場合について

被保険者が死亡されても、以下のとおり保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から2年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当するときには、保険金等のお支払ができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次のとおりです。

- ・ ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人（年金受取人の地位を承継した後継年金受取人を含みます。）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき

詐欺による取消および不法取得目的による無効の場合、受け取った保険料は払い戻しいたしません。

- ・ ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ・ ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結したときに、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

7 解約払戻金について

解約払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた一定割合（解約控除額）を差し引いた金額となります。そのため一時払保険料を下回る可能性があります。なお、解約払戻金額は、解約日における基本保険金額が上限となります。

詳細については、「契約概要」P.29の「9.解約払戻金について」をご参照ください。

8 生命保険会社が経営破綻に陥った場合等について

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL：03-3286-2820）までお問い合わせください。

9 為替リスクについて

契約通貨が外貨の場合の為替リスクについては、P.35の「2.この保険のリスクについて」をご参照ください。

10 預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

11 その他のご注意いただきたい事項について

■ 保険契約の乗換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申込をされる場合、お客さまにとって不利益となる場合がありますのでご注意ください。

- ・ 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- ・ 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取扱にかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

個人情報のお取扱・支払査定時照会制度について

- 三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。
- 個人情報に関する事項にご同意の上、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申込をお引き受けできません。
- 保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。(支払査定時照会制度)
- 個人情報のお取扱・支払査定時照会制度の詳細については、「[ご契約のしおり・約款](#)」に記載しております。

お引受にあたっての重要な事項について

- 保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引受はしていません。
- 次の場合にも、ご契約のお引受はしていません。
 - 被保険者が入院中の場合
次のケースについても入院中に準じた取扱となります。
 - (1) 継続入院中の一時帰宅
 - (2) 末期療養(ターミナルケア)のための帰宅
 - (3) 申込日以降の入院予定や検査入院
 - (4) 余命宣告を受けた場合
 - (5) 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) および医療施設に準ずる施設(介護医療院、介護老人保健施設)に入所中もしくは入所予定
 - ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人、後継年金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

一時払保険料の入金について

- この保険では、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートを適用して契約通貨と異なる外貨で入金することもできますが、裏表紙に記載の募集代理店ではお取扱をしていません。このため、契約通貨と異なる外貨を原資としてご契約いただく場合、三井住友海上プライマリー生命所定の為替レート(為替クロスレート)と、お客さまに適用される為替レートとは異なることがあります。

12 保険会社の商号と住所等について

商 号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

13 税金のお取扱について

契約通貨が外貨の場合、この保険は次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中のとおりとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)
年金	年金支払日	
解約払戻金	請求受付日	
死亡保険金	支払事由の発生日 (相続税の対象となる場合)	対顧客電信買相場 (TTB)
	死亡保険金の支払日 (所得税の対象となる場合)	対顧客電信売買相場の仲値 (TTM)

※ 据置期間5年で年金原資の一括支払をした場合、または確定年金を選択し、契約日より5年以内に解約をした場合、円換算した額で利益が発生していれば源泉分離課税の対象となります。この場合の保険料の換算時為替レートは対顧客電信売相場 (TTS)、一括支払・解約の換算時為替レートは対顧客電信買相場 (TTB) となります。円換算した額で課税されるため、加入時より円安となった場合、税引後の外貨建ての受取額が一時払保険料を下回ることがあります。

- 一時払保険料の税務
お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除＜＊1＞」の対象となります。
＜＊1＞ 保険料の支払方法が一時払の個人年金保険の場合、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

- 解約払戻金に対する課税
解約時の差益に対し以下のとおり課税されます。

年金種類	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
確定年金	20%源泉分離課税	
年金総額保証付終身年金	所得税(一時所得) + 住民税	

- 年金支払開始時に年金原資を一括で受け取る場合の課税
- | 契約日から5年以内 | 契約日から5年超 |
|-----------|-----------------|
| 20%源泉分離課税 | 所得税(一時所得) + 住民税 |

※ 契約者と年金受取人が異なる場合は、契約日からの経過年数にかかわらず贈与税が課税されます。

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊２＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） ＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊２＞「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

● 年金に対する課税

契約形態	課税時		税金の種類
契約者と 年金受取人が 同一人の場合	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税
	年金支払開始後の 一括での受取時	確定年金	所得税（一時所得）＋住民税
		年金総額保証付終身年金	所得税（雑所得）＋住民税
契約者と 年金受取人が 異なる場合	年金支払開始時		贈与税＜＊３＞
	毎年の年金支払時		所得税（雑所得）＋住民税

＜＊３＞ 相続税法上の年金受給権評価額に対し課税されます。



- ・ 税金のお取扱についての詳細は、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。
- ・ 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」があわせてかかります。
- ・ 税制上のお取扱は2026年1月1日現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取扱については所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

14 保険金等のお支払に関する手続き等の留意事項について

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払を行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払の可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、すみやかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり・約款](#)」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ (<https://www.ms-primary.com>) に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が年金受取人である契約において、その年金受取人に年金等を請求できない特別な事情があるとき、契約者（年金支払開始日以後は、年金受取人）によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金等を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、年金等の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください。（詳細につきましては、「[ご契約のしおり・約款](#)」をご確認ください。）

15 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情について

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

フリーダイヤル

お問合わせ・
ご相談受付先

0120-125-104

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合には、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。